核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:

Pacific Campaign for Disarmament and Security)

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリューネ102号

TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org

http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、 15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

185 03/4/15

¥200

東北アジア:私たちはジュネーブの外交の場で訴えます

戦争ではなく非核地帯を

北朝鮮のNPT脱退危機に市民の強力なメッセージを伝えよう

4月28日から5月9日まで、国連ジュネーブにおいて、NPT再検討準備委員会が開催される。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮、DPRK)が、事実上NPT(核不拡散条約)脱退状態になって初めての会議である。ピースデポではこの機会を最大限活用して、「東北アジアの平和は東北アジアの人々の手で」というメーセージを伝えたいと思う。米国に依存する安全保障から、地域主体の安全保障へ変えていく大きな構想的視点が求められている。公式セッションにおけるNGO意見表明と日韓市民団体によるワークショップの二つが行われる。

NGO意見発表

 \oplus

4月30日午前の準備委員会公式セッションがNGO意見表明に当てられる。今NPTが取り組むべきとNGOが考える10余の課題について、政府代表の前でNGOが意見表明する機会である。ピースデポは課題の一つに「北朝鮮問題と東北アジア非核地帯」を盛り込むことを提案、採択された。

NGOセッションのNGO側の窓口は、W ILPF(平和と自由のための国際婦人連盟)の主催する「リーチング・クリティカル・ウィル(RCW)」が担っている。NGO意見発表の内容についての意見交換は、RCWが設置した「意見発表」専用電子メール・リストを通じて行われた。東北アジアのテーマについては、梅林宏道が発表内容を起草し、全体に回覧することになった。発表も梅林が行う、メール・リストに韓国からの参加が見当たらないの

次号(186号)は、お休みして187号(5月15日発行)との 合併号となります。 で、梅林は韓国の仲間に別個に発表の草稿を回覧し意見を求めた。

情勢は動いており、細部の調整は残るが、2~3ページに草稿の全文を掲載する。

ワークショップ

NGO意見発表がある同じ日の午後3 時から、国連内でピースデポと韓国のNG び 韓半島の平和のための市民ネットワーク」共催のワークショップが開催される。

そこでは、 北朝鮮の事実上の脱退がNPT体制全体の中で持つ意味、 1ラク後の米戦略の中の北朝鮮、 東北アジア地域安全保障にとって非核地帯の意義、 日本の運動、 韓国の運動、が議論される。詳細は3ページに掲載する。(梅林宏道)

米エネルギー省の予算要求

新型核兵器へさらに一歩

総額は冷戦時ピークに次ぐ

本誌第184号(03年4月1日)で触れたようにブッシュ政権が新型核兵器開発を計画しているのかと憶測される中にあって、2003年2月3日に公表された予算文書によれば、米エネルギー省(DOE)は2004会計年度に核兵器関連の事業のために63億8000万ドルを請求した。これを2003年会計度請求額と比較すると、5億3220万ドルも増えていることが分かる。

予算請求の内訳は、「核態勢見直し (NPR)」が提唱する、新型核兵器の開発、冷戦時の水準にまで核兵器生産の能力を復帰させること、および核実験の全面的再開といった方向に沿ったものである。核兵器の研究開発プログラムに割かれる額としては、「レーガン大統領の軍拡時のピークに次ぐ金額(「ニュー・メキシコ核ウオッチ」発行の報告書による評価」になるという。

6ページへつづく→◆

4月30日、NPT再検討準備委員会、ジュネーブ

以下は、NPT再検討準備委員会におけるNGO意見表明のセッションにおいて、日本のNGOとして初めて梅林宏道が意見発表する内容です。梅林が起草し、NGO間で回覧、修正されたものです。情勢の推移により部分的な文言の変更があり得ます。原文は英語。

DPRKのNPT脱退危機と 東北アジア非核地帯

梅林宏道

議長、各国代表、友人の皆さん。

朝鮮民主主義人民共和国、DPRK、北朝鮮、の核不拡散条約、NPT)からの事実上の脱退は、心が痛む遺憾なできごとであります。事実上の脱退はNPT史上初めてのことです。NPTは、国際司法裁判所、ICJ)が1996年の勧告的意見で述べたように、「あらゆる分野における核軍縮を導く交渉を完結させる」ことを、すべての加盟国に対して義務づけており、各国の枠組みによる核軍縮へのかけがえのない基礎となっています。私たちは、DPRKがNPTからの脱退を再考し、NPTに合致した手段を通じて核兵器のない世界を実現しようとする人類の奮闘に再び合流するよう、心から要請します。

DPRKのNPT脱退宣言に至る最近の 経過をつぶさに観察するとき、私たちは、 国際社会に誠意が支配しなければ、条 約がいかに脆いものであるかを思い知 らされます。2003年1月10日の北朝鮮の NPT脱退宣言は、国家の「主権と安全は 米国のDPRKに対する悪意ある敵対政 策のために深刻に害されようとしてい る...、「ブッシュ政権が登場してから、 米国はDPRKを悪の枢軸の一つに数 え、その体制に反対する政策を採用して いる...上述べています。この声明は、 その内容に同意するか否かにかかわら ず、NPTという条約が、一国の安全保障 全体の文脈の中に置かれていることを 明白に示しています。米国大統領による 有名な「悪の枢軸」演説が行われた僅 か15か月前の米朝共同コミュニケを想 起したいと思います。2000年10月12日に 出されたそのコミュニケでは、両国は蜜 月にあるかのように、次のように宣言しま した。「いずれの側も相手に敵意を抱か ない。そして両政府は、過去の敵対関係

を清算して新しい関係を築くために今後全力を尽くすことを誓約する。」その後の15か月の間に、米朝関係に重要な問題は何一つ起こっておらず、起こったのは米国における政権の交代だけであります。その後の米朝関係の悪化を見るとき、私たちは、いやしくも信頼できる国際関係が成立するためには、最低限、独立国間の合意事項の連続性が保証されなければならないことを、再確認する必要があります。

NPTからの脱退宣言にもかかわらず、 DPRKは、「少なくとも現段階」では非核 兵器国に留まることを公式に誓約しました。 脱退声明のなかで、「NPTから脱退 するが、我々に核兵器を生産する意図 はない。 現段階における我々の核活動

被爆の歴史にもかかわらず、政府は核兵器の非人道性について地域的な規範を確立することに失敗しました。

は平和目的だけに限られるであろうと 北朝鮮は述べています。このような状況 の下で、一方では北朝鮮にNPTへの復 帰を求め続けると同時に、東北アジアに おける核の不安定化を封じ込めるため に東北アジア非核地帯を設置すること が、ますます緊急の課題になっていま す。トラテロルコ条約が、1998年にブラジ ル - ・核技術をもった地域の大国でした - ・がNPTに加盟するまで、非核ラテン・ アメリカを確保してきたことを私たちは想 起すべきであります。実際には、東北アジ ア地域においては非核地帯はさらに大き な意味を持っています。

各国代表の皆さん。

東北アジアは特別の地域であること を想起していただきたいと思います。そ こでは、広島、長崎で数十万の日本人と 十万人の朝鮮人が被爆したのです。朝 鮮人の多くは、日本の植民地支配下で 強制的に日本に連れて来られた人たち でした。当然ながら、この地域の人たち は壊滅した市街と57年間にわたって被 爆者とその子孫が被った苦しみを目撃 してきました。それによって核兵器が何 たるかを知っています。このような類例の ない歴史を持つ地域において、核兵器 の拡散が起ころうとしているのです。こ れは、この地域における安保政策や慣 習がまったく失敗であったことを意味し ています。被爆の歴史にもかかわらず、 政府は核兵器の非人道性について地 域的な規範を確立することに失敗しまし た。それどころか、政府は核兵器でお互 いに脅迫し合っているのです。

日本の一市民として、私は日本政府 の責任に触れないわけにはゆきません。 広島、長崎が人間に及ぼした結末を知り ながら、日本はなぜ米国の核兵器の傘 に依存しているのかと問われたとき、日 本の市民は世界の人々に何と応えれば よいのでしょうか。日本は、平壌を第3の 広島、長崎にすると脅すことによって自 国の安全を確保しようとしているので しょうか。被爆者が発してきたもっとも重 要なメッセージは「これ以上被爆者を作 るな!」でした。私たちは、日本が国連総 会に提出している「核兵器の完全廃棄 への道程」決議を歓迎します。また、完全 廃棄にはステップ・バイ・ステップのアプ ローチが必要だということにも同意しま す。だとすれば、日本政府は、日本がど のように米国の核抑止力から脱却しよう としているのかを示すべきです。それは、 2000年NPT再検討会議で日本自身も 誓約した13項目合意の一つを順守する ことでもあります。その項目は「核兵器が 使用される危険を最小限に押さえるとと もに、核兵器の完全廃棄の過程を促進 するために、安全保障政策における核 兵器の役割を縮小する」と述べていま す。私たちは、非核地帯が、この目標に向 かう真の一歩になると信じます。

各国代表の皆さん。





現在の北東アジアにおける安全保障 の基本構造は極めて単純であります。地 域外の超大国、つまり米国との軍事同盟 関係によって二つのブロックに分断され ているのです。この地域に前方展開する 10万人の米軍が、常に地域安保の方程 式における鍵となる因子でした。そのた め、あらゆる安保議論が最初から軍事の 言葉で語られてきました。最新の例は、 米国のミサイル防衛計画が引き起こして いるミサイルとミサイル防衛のいたち ごっこです。私たちは、このような「平和 の文化」ならぬ「武器の文化」を拒否し、 克服しなければなりません。この地域の 政府も市民もこの地域の安全保障を協 調的な対話をとおして建設する責任が あるのは、地域の市民自身であるという 原則にもどる必要があります。非核地帯 はそのための有力な第一歩となります。

東北アジア非核地帯に関して、私た ちは、関係国がすでに宣言している公 式政策に基礎を置く現実的なシナリオを 提案しています。それは、三つの非核 国、つまり韓国、北朝鮮、日本が非核地 帯の中核の国となり、中国、ロシア、米国 の核兵器国が支援国として非核地帯を 構成するものです。このようなスリー・プ ラス・スリー体制は、1992年の南北朝鮮 による朝鮮半島非核化共同宣言と、以 前からの日本の非核三原則を基礎に築 くことができます。これらの政策によって、 三か国は地帯内において核兵器の実 験、製造、保有、配備などをしないという 条項に同意できるはずです。日本の巨 大なプルトニウム貯蔵を目前にして、南 北朝鮮は朝鮮半島だけの非核化に慎 重にならざるを得ないことを考えると、三 か国が一つの検証体制に組み込まれる ことが不可欠であります。その意味で、 非核朝鮮半島はその範囲を拡大し、日 本を単一の制度に組み込む必要がある でしょう。

スリー・プラス・スリー体制において、 三つの核兵器国は、非核地帯に対して 核攻撃や核攻撃の威嚇を行わないとい う法的拘束力のある安全の保証を与え ることが要求される。このような保証は、1 995年の国連安保理決議984を含めて、 三か国の政策と対立するものではありま せん。中国は、無条件の安全の保証を与 えているという点において、より厳密な政 策を持っています。また、1998年、2002年 ジュネーブ国連ワークショップ

北朝鮮のNPT脱退危機における東北アジア - -戦争ではなく非核地帯を!

ピースデポでは、NPT再検討会議準備委員会の会期中に韓国のNGOとの共催で、北東アジアの安全保障問題に関するワークショップを開催します。日本、韓国のNGOが中心となって、このような形で国連の場を活用する試みは初めてで、各国のNGOからも大きな注目を集めています。

日時:2003年4月30日(水)午後3-6時

場所:XXIV会議室、ジュネーブ国連内(Palais des Nations)

パネリスト: 梅林宏道氏(ピースデポ代表)

チョン・ウクシク氏(韓半島の平和のための市民ネットワーク代表) ティモシー・サベジ氏(慶南大極東問題研究所客員研究員、前ノーチラス研究所) 櫛渕万里也(ピースボート)、その他

日本、韓国、北朝鮮の外交官の出席も求めています。 共催:ピースデポ、韓半島の平和のための市民ネットワーク

のNPT再検討準備委員会の米国の主席代表であったノーマン・ウルフ大使が、1998年に消極的安全保証について次のように述べたことを想起しておきます。「我々は、非核地帯が関与する地域的アプローチが、この(法的拘束力のある消極的安全保証)分野において前進を遂げるための最善の機会を与えてくれると信じている。」その上米国は、1994年の枠組み合意において、他の条項が履行されたときには、「米国は、米国による核

Kの金正日・国防委員会議長が、平壌 宣言に署名をしたのです。宣言においては、両国は、「(地域の諸国が)地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備して行くことが重要であるとの認識を一にした」と述べています。三か国による東北アジア非核地帯についての交渉は、これら最近の首脳会談によって作られた基礎を固めることのできる現実的な手段であると私たちは信じます。

2年9月に日本の小泉純一郎首相とDPR

東北アジア非核地帯についての交渉は、これら最近の首脳会談によって作られた基礎を固めることのできる現実的な手段である

兵器の使用や使用の威嚇を行わないという公式の保証を北朝鮮に与えるよいう内容に署名しました。現時点では、この枠組み合意は有効ではありませんが、この最近の前例は、ある条件下で米国が安全の保証を誓約する用意があることを示している点で重要な意味があります。また、中国とロシアによる法的拘束力のある安全の保証は、日本が言うところの核の脅威から日本を解放し、したがって米国の核抑止力への依存から日本を解放することになります。

朝鮮半島の平和的な統一を確認した 2000年6月の歴史的な南北首脳会談か 62年経って、東北アジアではもう一つの 歴史的な首脳会談が行われました。200 結論として、準備委員会に対して次の 勧告を行って私の発表を終えたいと思 います。

- 1)準備委員会が、北朝鮮に対してNPT への明確な復帰を要請するとともに、 核問題を含む地域の安全保障問題 の解決のために、東北アジア三か国 - - 韓国、北朝鮮、日本 - - に対して、 核保有国による法的拘束力のある安 全の保証条項を備えた非核地帯を確 立するため、交渉を開始するよう奨励 すること。
- 2)東北アジア諸国及び中国、ロシア、米 国など他の関係国の間の建設的な 協議が進展するよう、ASEAN地域 フォーラム(ARF)--アジア太平洋の 唯一の安全保障問題に関する多国 間地域フォーラム--が調停の役割を 果たすことを期待します。そのため に、来るべき6月18日にカンボジアで 開催されるARFを最大限活用するよ う、準備委員会はASEANの指導者 たちに要請して下さい。これら六か国 はすべてはARF参加国です。

ご静聴を感謝します。(以上)

 \oplus

この無法な戦争をどうする?

「法の支配」復権のための 3つのアジェンダ

3月19日夜に始まった米英軍によるイラク攻撃は、今も続いている。4月14日現在の死者は、米軍117名(国防総省発表)イラク軍2,000~3,000名(米軍発表)、民間人の死者は、1,373~1,626名(米マーク・ヘロルド教授らの調査)に上る。米英軍はフセイン政権の掃討を北部イラクに広げ、凄惨な市街戦が拡大している。

これは、国連憲章と国際法とは全く相容れない違法な戦争である、前号参照)。米政府は3月20日までに45カ国が武力行使を支持していると発表した。国連加盟国191カ国の24%、戦争支持国の人口は世界の20%弱にすぎない。3月、米英及びスペインは、武力行使に道を開く新たな決議案を提出、安全保障理事会に対して最後の多数派工作をかけた。しかし、その結果獲得した支持票はゼロ。最初の戦争支持国リストには非常任理事国のアンゴラが上げられていたが、米政府は後日さりげなく取り下げた。米議会は、チリとの貿易取引を凍結するという揺さぶりもかけた。しかし、チリも支持国に加わらなかった。

米英の国際的孤立は明らかだった。それでも戦争は止まらなかった。しかし、今は無力感に打ちひしがれている時ではない。昨年9月、米国が 武力行使 をもくろむ国連決議案を安保理に提出してから半年、私たちは、もしかしたら国連が戦争を止められるかもしれないという希望をたしかに持った。その希望に根拠を与えたのは、世界の街頭を埋めた反戦デモであり、それを背景とした各国政府の戦争回避の努力だった。そこに私たちの小さいが確かな希望がある。

今世界の平和勢力の前には、大きな仕事が待ちづけている。 それは、この無法な戦争を一刻も早く止め、被害、とりわけ民間 人の生命のさらなる損失を食い止めること。そして国際法の支配の下でのイラク社会の民主的な再生への道を準備することである。

この作業は、戦争に反対しつつも戦争を止めることができなかった国際社会の平和力 = 国連の権威と法の支配の、市民の手による復権と表裏をなすプロセスである。

総会決議377=平和のための結集

イラク戦争は、国連安保理の分裂と機能停止の中で始まった。この事態を招いた責任は言うまでもなく米英政府にある。しかし、私たちは米英を非難するだけにとどまっていてはならない。武器査察と武力行使をめぐって表出した戦争反対の国際世論にもう一度力を与えることはできないだろうか。

その手がかりは、1950年に採択された 国連総会決議377にある。「平和のため の結集」(Uniting for Peace)と題されたこ の決議は、大国(常任理事国)の分裂に よって安保理が機能不全に陥った時に、 臨時総会を開催できることを定めてい る。 決議377は、1950年、朝鮮民主主義人民共和国軍の南進を受けた国連軍派遣に対するソ連の拒否権行使を打ち破るためにディーン・アチソン米国務大臣が提案し、国連総会で採択された。その趣旨は、安全保障理事会で前回一致が得られない場合、安保理の7カ国、もしくは加盟国の過半数の要求によって臨時の総会を開催することができるというものである。(コラム参照)

その由来から明らかなように、決議377 は東西対立を背景にソ連の拒否権を封 じるためにデザインされた。しかし、それ が最初に発動されたのは、1956年、エジ プトによるスエズ運河国有化に対し、常

米国が発表した ,sの戦争支持国

アフガニスタン / アルバニア / アゼル バイジャン / ブルガリア / コロンビア / コスタリカ / チェコ共和国 / デンマーク / ドミニカ共和国 / エル・サルバドル / エリトリア / エストニア / エチオピア / グルジア / ホンジュラス / ハンガリー / アイスランド / イタリア / 日本 / クウェート / ラトビア / リトアニア / マケドニア / マーシャル諸島 / ミクロネシア / モンゴル / オランダ / ニカラグア / ベラウ / パナマ / フィリピン / ポルトガル / ルーマニア / ルワンダ / シンガポール / スロバキア / ソロモン諸島 / 韓国 / スペイン / トルコ / ウガンダ / 英国 / ウズベキスタン

国連総会決議377 「平和のための結集」A章 (1950.11.3第5回総会)

安全保障理事会が、常任理事国の 不一致によって平和への脅威・妨害も しくは侵略行為が存在するにもかかわ らず、国際的な平和と安全に対する基 本的責任を果たすことができない場 合、総会は当該事案を速やかに討議 し、加盟国に対して集団的措置をとるよ う勧告するものとする。この集団的措置 には、平和への妨害もしくは侵略行為に 対し、国際的な平和と安全を維持しもし くは保全するために必要な武力の行使 を含む。総会会期中でない場合には、 開催要求から24時間以内に臨時特別 総会を開かなければならない。臨時特 別総会は、安全保障理事国の7カ国もし くは加盟国の過半数の賛成によって開 催される。(訳:田巻一彦)

任理事国の英・仏がイスラエルと連合して出兵した時である。米国の発議にもと つき安保理7カ国の賛成によって臨時総 会が開かれ、英・仏に撤退を要求した。

その後、決議377は、ハンガリー(56年) レバノン(58年) コンゴ(60年) 中東(67年) バングラデシュ、アフガニスタン、南アフリカ、パレスチナに関して発動されている。最近の例では、1997年に始まった東エルサレムに関する臨時特別総会がある。

皮肉なことに、これまでの例の多くは 米国のイニシャティブによるものだった、 今度はこの決議を米英の戦争の合法性 と正当性を検証し、戦争を止めるために 使うのである。国連総会の決定には拘束 力はない。しかも、イラク戦争は最終的な 段階に入っている。それでもなお、決議3 \oplus

 \oplus

77の活用は次のように大きな意味を持つ ものと考えられる。1 米国の国際的孤立 ど 先制攻撃路線」の不当性を明らかに する。2)世界の平和運動の正当性を再 確認する。3)今後の国連の行動に対し て米国が拒否権を発動しにくい環境を つくる。そして最後に4)国連の権威を回 復する。

事実、米国は、武力行使開始前から決議377の発動の可能性に露骨な警戒心を示してきた。「グリーンピース」が入手しインターネットで公開している3月18日付の「国連総会及び人権委員会の開催について」と題された国務省から各国政府に当てた文書は、イラク問題はいまだ安全保障理事会預かりであるとした上で、「(臨時総会開催の表決にあたっては)貴国

が反対もしくは棄権の票を投じることを 要請する」と述べている。

現在、22のアラブ諸国と、57のイスラム会議参加国は決議377に基く国連臨時総会の開催を求める意向を固めていると伝えられている。しかし正式の開催要求は提出されていない。これは、常任理事国の独・仏の支持がまだ得られていないのが理由である。アラブの小国は、「東西冷戦」に代わる「大国対第三世界」の対立構造が現出することを恐れているとの分析もある。

「平和のための結集」の成否の鍵を握っているのは、「大国」の国民世論なのである。

アラブ系テレビ同 アルジャジーラ」 が爆撃され、スタッフが犠牲になっ た。

民間人の士気を挫いたり心理的抑圧を加えるために、民生用テレビ局を攻撃することは違法である。放送局を攻撃すれば敵のプロパガンダを止めて、イラク国民の士気を低下させ、政権の基盤を弱めることになるが、このいずれの目的も条約が求める「明確な軍事的優位」の獲得とは言えない。

米兵の捕虜の映像が放映されていることを放送局攻撃を合理化する根拠にすることはできない。この行為は捕虜の処遇に関するジュネーブ協定の条項に違反するが、それによってイラクが明確な軍事的優位を獲得しているとは言えず、放送施設の破壊は合理化されない。

戦時国際人道法違反

米英そしてイラク入り乱れての「情報戦」の様相も、この戦争の特徴である。一方的なプロパガンダと客観的な情報の識別はきわめて難しい。この情報の洪水の中から、米英及びイラク双方に次の様な明白な国際人道法違反と容疑が浮かびあがっている。

 \oplus

 \oplus

(注) こで言う 国際人道法 とは 主として「戦時における文民の保 護に関する1949年8月12日のジュ ネーブ条約(第4条約)及び同条約 に関する追加議定書(第1議定書) を指す。以下文中では前者を「条 約」後者を「議定書」と呼ぶ。

イラク指導部を標的とした攻撃 戦争の第1撃は、サダム・フセインら イラク指導部を標的にしたピンポイン ト攻撃であった。

軍司令官らを攻撃対象とすることは、 条約が守られている限りにおいては、国際法によって禁止されてはいない。しか し、爆撃現場から子供の遺体が発見さ れたとの情報を考慮すると議定書第51 条4項が禁じた無差別攻撃である可能 性がある。

一方、1976年以来、米国の歴代大統領は 政治的暗殺 を禁止する大統領令 12333、1981年 を継承しておりブッシュ政権もこれを廃止していない。このこととの整合性を考慮すれば、政治指導者を標的とすることが合法であると国際法を解釈することは不可能である。

油田の破壊

開戦当初にはイラクの破壊活動によると思われる油田火災が発生した。これは自然環境保護義務違反である。議定書第55条は次のように規定している。「戦時においては、自然環境を広範囲で長期的でかつ深刻な破壊から保護するための考慮を払わなければならない」。ここで言う保護」には、自然環境を破壊し、住民の健康や生存に影響を与えるような戦術を取らないことも含まれる。

政府機関の建物への軍事攻撃 情報省など政府機関に対する「ピンポイント攻撃」が行われた。これは 「衝撃と恐怖」と呼ばれ、イラク国民の 士気をそぐことが目的の一つだった。 政府機関の建物への軍事攻撃は「当 該建物の本来的性格、配置、目的及び 使用が軍事行動に有効に貢献している 場合」であって、「当時の状況において、 それらを全部もしくは部分的に破壊、捕 獲もしくは無害化することによって明確な 軍事的優位性が確保できる場合」には

すなわち、ある建物を攻撃することは 攻撃によって「明確な軍事的優位」が得 られる場合においてのみ合法とされる。 たんに潜在的な、あるいは漠然とした優 位性の確保を理由に攻撃するのは違法 である。

5

放送局への攻撃

クラスター弾

米英軍は、市街地にクラスター弾を 投下し多くの犠牲者を出した。

クラスター弾は、空中もしくは陸上から発射されて、数十から数百の小弾等を広い範囲に飛散させる兵器である。小弾頭の飛散パターンは不規則なので、目標を明確に定めることは不可能である。その結果、人口の多い場所の近くでクラスター弾を使えば、必然的に無差別攻撃となる。クラスター弾を化学兵器等のように明示的に禁止した国際法はない。しかし、この兵器の本性は議定書51条「無差別攻撃の禁止」に抵触する。しかもクラスター爆弾の小弾頭の5パーセント前後は不発弾として残るので、民間人に対しては対人地雷と同じようなリスクをもたらす。

劣化ウラン弾

米軍は劣化ウラン弾を戦場で使用したことを認めた。

これもクラスター弾と同じく明示的に禁止した国際法はない。しかし、残留放射能は長期にわたる健康被害をもたらし、かつ環境を破壊する。したがって議定書35条で禁止された「過度の障害もしくは不必要な被害を与える兵器」「自然環境に広範囲かつ長期的なダメージを与える戦術」に該当する。

民間人の死者

多くの民間人が犠牲となり、民間施設が破壊されている。

これは、議定書第51条が禁止した「無

合法とされる(議定書第52条)。

差別攻撃」が行われた可能性を強く示唆している。イラクが意図的に人口密集地に軍事施設を配置したとすれば議定書第58条違反である。

断片的な情報だけでもこれだけの国際法違反が指摘できる。国連または国

連の指名する中立機関の調査によって 事実関係をつぶさに洗い出し、国際刑 事裁判所(同規程を米国は未署名である が英国は批准している)あるいは国際司 法裁判所における厳正な処断が行われ るよう、世論を高め、監視していかなくて はならない。

戦後統治と復興

いかなる形での米英による占領・統治 も違法である。なぜならば戦争自体が違 法だからだ。米英両国は戦後イラクにお けるいかなる経済的、政治的、社会的支 配権を主張してはならない。その代わり に米英は、占領国として自らの財政負担 によって次の義務を果たさなければなら ない。「占領国は、利用できるすべての 手段をもって、住民の食糧及び医薬品の 供給を確保する義務を負う、特に占領国 は、占領地域の資源が不十分である場 合には、必要な食糧、医薬品、その他の 物品を輸入しなければならない(ジュネーブ条約第55条)。 イラクの統治機構が事実上崩壊した 今、社会を統治し再建に当る正当な権 限を有しているのは国連のみである。

バグダッドの病院は負傷者であふれ、 国連のス 人手も医薬品も器具も、著しく不足して ように語った いると現地の赤十字職員は訴えている。 が何である。 一方、町では略奪が繰り返され、基調な ない。安全代 文化財までが奪われ、破壊されている。 外の国連の としている。 している。 している。 一方の国連に対して、援助を必要としている は復興にお イラク国民に自由に接近する手段を提 後復興にお 使し、国連職員の安全と自由な移動を を国際社会 保障すること(安保理決議1472・3月28日)(田巻一彦) こそが占領国に求められる義務である。

しかし米国は、軍事的な支配の長期 化をほのめかしながら、その義務に反し て戦後復興の「ビジネスチャンス」への 接近を図っている。国防総省が設置し た「復興人道援助事務所(ORHA)の責 任者に任命されたジェイ・ガーナー元将 軍は、この戦争で使われたミサイルシス テムに技術的な支援を行っている企業 の経営者であり、名うての「反国連主義 者」である。元将軍の周辺はシェル石油 の元経営者等、石油産業の利益代表者 が取り巻いている。これは、戦争と同じく 国連憲章へのあからさまな侮辱である。

国連のスポークスマンは4月8日、次のように語った。「国連の果たすべき役割が何であるかは、まだ明らかになっていない。安全保障理事会が、人道援助以外の国連の任務を定義することを期待している」。

国連の外で戦争をはじめた米国が戦後復興においてゼ 単独主義 をとることを国際社会は決して容認しないだろう (田巻一彦)

◆ ← 1ページ右下からつづく

核実験準備期間の短縮

2004会計年度の実験準備態勢の予 算要求は39パーセント増の2490万ドル になるが、それは現在の24か月~36か 月の準備態勢 大統領が命令を出してか らその時間内で核実験が可能になるという ことから18か月の準備態勢に移行しよう とするからである。DOEは、2002会計年 度の「実験準備態勢強化に関する経費 研究」での勧告に従って、ネバダ実験場 の準備を始めることになるのだが、18か 月の準備態勢が最終的に確定するか 否かは、最適の準備態勢期間を調査し ている報告書の結論次第である。この 報告書は2003会計年度国防認可法(本 誌第176号)において議会がDOEに対し て提出を求めたもので、2004年に作成が 完了する予定である。

バンカーバスター

さらに、DOEの予算請求では、強力地中貫通型核兵器(RNEP)--いわゆるバンカーバスター -- に関する研究の継続も提唱されている。2003国防認可法は、向こう3年間にわたるRNEP研究活動の

ための1年あたり1500万ドルの支出を認可した。RNEP研究では、大量破壊兵器が貯蔵される可能性がある「地中深くに埋設された標的(HDBT を破壊できるように、ロスアラモス研究所が設計したB-61-11核爆弾、及びローレンス・リバモア研究所が設計したB-83核爆弾の設計変更について検討する。さらに、2003年2月26日のDOEの説明によれば、2004会計年度予算請求では、そのほかの「追加の予備的研究」に600万ドルが請求されている。

RNEP研究および予備的研究はどちらも、NPRによって求められている「最新兵器開発構想」に属している。

米国NGO「核の説明責任のための同盟(ANA)の4月3日付報告によれば、国防総省はRNEPの「新しい軍事的要件」に関する報告書を作成中であり、「1か月から数か月」内に議会に提出する予定であるという。3月下旬には、RNEPの軍事的要件を含まない別の報告書が国防総省によって議会に既に提出されている。本誌第176号で既報のように、どちらの報告書も2003国防認可法において予算執行の条件として提出が義務付けられていた。

プルトニウム・ピット生産能 力の増強

2004会計年度請求では、プルトニウム・ピット(熱核反応の「引き金となる一次爆発用部品」の製造と認証のための予算も著しく増大している。潜水艦発射弾道ミサイルに搭載されるW-88核弾頭のプルトニウム・ピットの製造と認証のために3億2020万ドルが支出される予定であり、これは2003会計年度と比べると36パーセント増である。DOEは、ロスアラモス国立研究所に限定的なピット生産能力を確立し、W-88核弾頭用ピットを製造することで、備蓄兵器保守要件を満たせるように努力を払ってきた。

そのほかに、新型兵器あるいは改修 兵器に使用するプルトニウム・ピットの全 面生産再開を可能にするための新施設 建設費用も計上されている。DOEによれ ば、構想中の「最新ピット施設(MPF)は 年間で最大500個のピット製造能力(冷 戦時に匹敵する規模を保有し、新型ピット の生産にも対応できる「柔軟性」を持つと 説明している。国家安全保障上の必要 性に応じて生産能力の拡張も可能なも のになるという。(大滝正明) Ψ

北朝鮮の弾道ミサイルの脅威?

過大評価の意図に警戒

2002年10月以降、北朝鮮の核開発疑惑が問題化したことを背景として、日本国内では北朝鮮のミサイルに対する懸念が急速に強まっている。北朝鮮はすでに日本全土を射程圏内に入れるミサイルを配備しているとみられており、マスメディアや国政の場でも北朝鮮のミサイルへの対応が論議の的になっている。以下ではデービッド・ライトの論文「北朝鮮のミサイルの脅威の評価」(全訳が原水禁のウェヴ・サイトwww.gensuikin.orgにあります。を紹介し、日本の対応を考える上で、彼の分析がいかなる意義を持つのか考えてみたい。

実用遠いテポドン1号

日本の安全保障という観点から問題となるのは、北朝鮮の短距離、中距離の弾道ミサイル能力であるう。現在北朝鮮が配備している射程の最も長いミサイル、ノドンの射程は1300kmと推定され、これは日本全土がすでに北朝鮮のミサイルの射程に入っていることを意味している。これに対してライト論文は、米国の安全保障という観点から、主に北朝鮮が開発を進めている長距離の弾道ミサイルの脅威に焦点を合わせている。その結論は、「北朝鮮は長距離核ミサイルを保有しているとい、急速にそれを獲得しようとしているといった評価や分析は正しくないというものである。

まず、北朝鮮はバンよりも長い射程の ミサイルを開発しているとみられるが、そ のようなミサイルの実験は一回だけしか 行われていない。1998年8月、北朝鮮は 小さな衛星を軌道に乗せようと、4段階式 のテポドン1号を発射したが、ミサイルの 第4段階の失敗によって不成功に終わっ ている。ライトによれば、この実験は、北 朝鮮が多段階式のミサイルを発射する 能力を持っていること 固体燃料技術 を持っていることを示した点で注目され る。しかし、このミサイルはさらに実験をし なければ、実用レベルにあるとみなせな いし、仮に将来実験が成功しても、その 能力は限られたもので、うまく行ってアラ スカやハワイまで小さな搭載物を運搬す ることができる程度である、とライトは分 析している。

したがって、米国政府の「国家情報評価(NIE)」が述べているように、北朝鮮が 米本土を攻撃できる大陸間弾道ミサイルのレベルの射程のミサイルを開発すると決定すれば、テポドン2号を開発することになる、というのがライトの見通しで ある。しかし、その実用化の可能性について、ライトはかなり懐疑的である。

問題多いテポドン2号

第一に、テポドン2号の飛翔実験はまだ一度も行われていない。また、たとえNIEが1998年以来報告しているように、テポドン2号の飛翔実験の準備がすでにできているとしても、実験開始の決定後すぐに実用可能なミサイルにすることができるわけではない。この点に関してライトは、いくつかの技術的障害や、飛翔実験を繰り返すことで乗り越えなければならないミサイルの信頼性の問題を指摘している。

さらに、テポドン2号の射程に関するNIEの評価についてもライトは異論を唱えている。すなわち、2段階式のテポドン2号は、数百kgの搭載物を、最大1万kmまで運ぶことが可能で、アラスカ、ハワイ、それに米国の大陸部の一部が射程に入り、第4段階を付け加えることで、射程は1万5千kmまでのびる、とNIEは推測している。しかし、ライトによれば、NIEの推定は、テポドン2号に使われる技術が、テポドン1号のものよりも相当にいいことを前提にしており、そのような改善がなければ、テポドン2号の能力は、普通言われているようなものよりは相当低いものになる、との見解を示している。

このような分析を踏まえ、最後にライトは、米国にとっては、北朝鮮が米本土近くに前方展開した船舶から発射される短距離ミサイルの脅威の方が、同国の長距離ミサイルより、短期的にはより現実に起こりうる脅威であると指摘している。

北東アジアの戦略 構造は不変

次に日本の安全保障との関連について考えると、ライトの分析からはまず、次のような結論を導き出すことができる。すなわち、現在、在韓米軍や在日米軍は北朝鮮のミサイルの射程に入っている。しかし、少なくとも短期的には、北朝鮮が米国本土を攻撃できるような長距離ミサイル能力を獲得する見込みはない、ということである。このことは、当分の間、北朝鮮が米国に対する抑止力となるようなミサイル能力を発展させる可能性はほとんどないことを示唆している。

また、これまで日本は米国の核抑止力によって日本の安全を確保する政策を維持してきたが、北朝鮮の長距離ミサイル能力は、そのような米国の「核の傘」を損なうものではないとも言えよう。なぜなら、北朝鮮は日本をミサイルで攻撃する場合、米国は本土への報復を恐れることなしに、北朝鮮に攻撃を仕掛けることができるからである。北朝鮮のミサイルの脅威を過大評価することで、北朝鮮が米国の圧倒的な軍事力によって威嚇されて続けているという事実、そして、そのことが北朝鮮のミサイル開発の背景となっているという事実を見過ごしてはならない。

日本のMD傾斜 は危険

このような状況において注目されるのは、日本政府が最近、米国の核抑止力が効かなかった場合を想定してミサイル防衛(MD)への関心をとみに強めていることである。02年末以降、米国側の働きかけもあり、日本政府は北朝鮮のミサイルに対抗するため、米国からミサイル防衛システムを輸入し、早期に日本へ導入することを検討し始めていると報道されている。また、これとは別に、99年度から続けられているミサイル防衛に関する日米共同技術研究も継続される見通しである。

しかしながら、ミサイル防衛は日本の 安全にとって必ずしも望ましいとは言え ないし、むしろ日本の安全を損なう恐れ があることを、ここでは指摘しておきた い。まず、ミサイル防衛は技術面で信頼 性を欠いており、北朝鮮のミサイルに対 して有効であるという保証はない。また、 ミサイル防衛には北東アジアにおいてさらなる軍備競争を引き起こしかねない危 険がはらんでいる。例えば、昨年末、中 国は多弾頭ミサイルの実験を成功させ たが、これはアメリカが同年9月に配備を 発表したミサイル防衛への対抗措置と 見ることができる。したがって、日本のミ サイル防衛が、北朝鮮による対抗的なミ サイル能力開発を刺激する危険を否定 することはできないだろう。

さらに、ブッシュ政権が大量破壊兵器 拡散防止のための「先制攻撃/予防戦 争」論を打ち出している現状では、北朝 鮮側が米国や日本のミサイル防衛配備 の動きを対北朝鮮戦争のための準備と 見なし、地域の軍事的緊張がむしろ高ま る可能性が大きいことも指摘できる。

「平壌宣言」こそ基礎に

「核の傘」やミサイル防衛のような軍事 的な対応が問題の根本的な解決につな がらないとすれば、日本にはいかなる選 択肢が残されているのだろうか。まず当 面は、ブッシュ政権がイラクに続いて、北 朝鮮に対して「先制攻撃/予防戦争」論 を実践することがないよう外交努力を続 けながら、04年以降もミサイル発射モラト リアム 一時停止 を継続するという 日朝 平壌宣言 (02年9月)での約束の履行を

北朝鮮側に求めていくべきであろう。そ して、中・長期的には、軍事力による威嚇 ではなく、相互信頼に基づいた地域的な 安全保障枠組みを構築することによっ て、北朝鮮が大量破壊兵器やミサイル を必要としないような地域安全保障環境 の醸成を目指すべきではなかろうか。具 体的には、北東アジア非核地帯やミサイ ル制限機構の創設が考えられよう 北朝 鮮のミサイルの脅威の実相をできるだけ 正確に捉えることは、その出発点であり、 その意味でライト論文は一読に値する。 (黒崎輝)

2003.3.21~4.5

(作成:竹峰誠一郎、中原聖乃、中村桂子) EU=欧州連合/IAEA=国際原子力機関/NA TO=北大西洋条約機構/SACO=沖縄に関す る特別行動委員会 / WB=ホワイト・ビーチ

3月21日 米英軍、首都バクダットを含むイラク 全土へ大規模空爆開始。

3月21日 北朝鮮外務省、イラク攻撃について 「米国の武力攻撃は重大な主権侵害行為」と非

3月22日 フランクス米中央軍司令官、開戦後 初の記者会見で、戦争目的8項目発表。

3月22日 米政府、日本政府にも駐日イラク大 使の国外追放を要請していたこと明らかに。

3月22日 北朝鮮、韓国側へ26日平壌で開催 予定であった南北当局者協議の延期通告。

3月23日 政府、イラク戦争周辺国支援策とし て、ヨルダンに約120億円の無償資金協力、パレス チナ自治区に5億円の食糧援助実施。

3月24日 アラブ外相会議、カイロで開催、国連 安保理に「侵略の停戦と即時撤退」決議を要請。 3月24日 米英軍、イラク南部のバスラでクラス

ター爆弾を投下、アルジャジーラ。

3月26日 印、核爆弾搭載可能な短距離ミサイ ルプリトビ」発射実験実施。同日、パ、核爆弾搭載 可能な短距離ミサイル「アブダリ」発射実験実施。

3月26日 国連安保理、アラブ諸国や非同盟諸 国会議の要請に応じ、イラク戦争を巡り公開討論 会開催(~27日)。

3月26日 ブルックス米中央軍准将、イラク空 爆で劣化ウラン弾を使用したことを認める。

3月28日 米英軍、バグダッドに地中貫通爆弾 バンカーバスター2発を含む大規模な空襲。

3月28日 日本国内初の情報収集衛星2機を 搭載した国産ロケット H2A 5号機、種子島から打 ち上げ。

3月28日 ラムズフェルド米国防長官、シリアを 非難「開戦後も、イラクに軍事物質を提供」。29日、 シリア外務省否定。

3月29日 仏のシラク大統領と英のブレア首相

電話会談、「(イラク)戦争後は国連が重要な役割 を担うべきだ」との考えで一致。

3月30日 韓国の尹永寛・外交通商相と川口 外相会談、北朝鮮の核開発問題、あくまで平和的 解決を求めることで一致。

3月31日 エルバラダイIAEA事務局長、「イラ クでのIAEA査察活動を定めた国連安保理決議 はなお有効だ。

3月31日 米国のプリチャード朝鮮半島和平協 議担当特使と北朝鮮の韓成烈・国連代表部次席 大使、NYで極秘会談(~4月2日)。

4月2日 韓国国会イラク派兵案を可決、盧武 鉉大統領「韓米同盟関係を尊重する方が、北の 核問題の平和的解決の助けになる。

4月3日 NATO本部で、イラクの戦後処理をめ ぐり、EUとNATO合同の非公式外相会議開催。

4月3日 パウエル米国務長官、NATO加盟国 外相らによる会議で、イラク戦後復興について、国 連の役割を人道援助などに限定し、NATO派遣を

4月4日 仏・独・口の3カ国外相会談、イラク問 題について「今すぐにでも、国連は中心的な役割 を果たすべきだ。

沖縄

3月21日 嘉手納基地に、ネブラスカ州オファッ ト空軍基地所属の弾道ミサイル観測機RC135S型 コブラボールが飛来

3月27日 在沖海兵隊広報部、沖縄の海兵隊 員の中東地域派遣を初めて確認する。

3月28日 県警、イラク攻撃受け、県外からの応 援機動隊300人を受け入れる。

3月29日 勝連町WBに強襲揚陸艦エセック ス、輸送揚陸艦ジュノー、同フォートマクヘンリーが 寄港。31日出港。3隻とミサイル巡洋艦アンティータ ムは4月5日にも寄港、7日出港。

3月31日 SACO合意の北谷町キャンプ桑江と 隣接の「桑江ブースターステーション」返還。

4月2日 嘉手納基地で、アラスカ・エレメンドル フ基地所属の空中早期警戒機E3が緊急着陸。

4月2日 嘉手納基地に、RC135W(リベットジョ イント2機が飛来。

4月1日 WBで、米軍がアベンジャー防空シス テムの訓練を実施。

4月4日 嘉手納基地に、米空母カールビンソン 所属のFA18戦闘攻撃機8機、EA6Bプラウラー電 子偵察機1機、E2Cホークアイ早期警戒機1機が相 次いで飛来。

今号の略語

 \oplus

 \oplus

ARF = アセアン地域フォーラム ASEAN = 東南アジア諸国連合

DOE=米エネルギー省

DPRK = 朝鮮民主主義人民共和国

HDBT = 地中深くに埋設された標的

ICJ=国際司法裁判所

MD=ミサイル防衛

MPF=最新ピット施設

NIE = 国家情報評価

NPT=核不拡散条約 NPR=核態勢見直し

ORHA = 復興人道援助事務所

RNEP=強力地中貫通型核兵器

ピースデポの会員 になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送さ れるほか、情報の利用にあたって優遇さ れます。(会員種別、会費、手続について は、お問い合わせ下さい。『核兵器・核 実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。 ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」 誌代 切れ、継続願います。」: 入会または定期購 読(年6,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を 歓迎します。

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 < office@peacedepot.org > 梅林宏道 < CXJ15621 @nifty.ne.jp >

中村桂子 < nakamura@peacedepot.org >

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、大滝正明、黒崎輝、竹峰誠一郎、田巻一彦、津留佐和子、中原 聖乃、中村和子、山口響、梅林宏道